

## 第5章 付 帯 表

こゝで説明を行なう付帯表は、計数編(1)で計数が公表される ①商業マージン表、②国内貨物運賃表、③輸入表、④副産物・屑発生および投入表、⑤雇用表および、⑥物量表であり、本年度末に計数編(2)で公表されるものについてはそのなかで説明を行なう予定である。

### 第1節 商業マージン表および国内貨物運賃表

#### 1 表の構造

##### (1) 商業マージン表の構造

商業マージン表は、後述の国内貨物運賃表とともに、生産者価格評価表と購入者価格評価表との橋渡しをするものであり、生産者価格評価表内の各取引にどれだけの商業マージンがついて購入者価格評価表の取引額となっているかを示す。生産者価格評価表では、「特殊な扱いをする部門」の項で詳述す

るようこれら商業マージンを便宜上商業の行で一括計上してあるので、5-1-1表に示すようにこの表ではこれにマイナス符号を付して示してある。基本分類表では、商業マージンは卸、小売別に表示されている。

5-1-1表

商 業 マ ー ジ ン 表

投 入		中間需要						最終需要						需 要 合 計		
		1 農	2 工	3 商	4 運	5 サ	6 公	小 計	家 計	民 間	一 般	國 内	在 庫	輸 出		
産出		業	業	業	業	務		計外 消費 支出	消費 支出	政府 消費 支出	總 資本 形成	純	増 出			
中 間 投 入	1 農業	0	5	0	0	0	-	5	0	17	0	0	0	0	17	22
	2 工業	0	4	1	1	1	-	7	0	4	0	4	0	8	16	23
	3 商業	0	-9	-1	-1	-1	-	-12	0	-21	0	-4	0	-8	-33	-45
	4 運輸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6 公務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

##### (2) 国内貨物運賃表の構造

国内貨物運賃表は、生産者価格評価表の各取引に、国内における貨物運賃がどれだけついて購入者価格評価表となっているかを示している。この表でも運輸業の行の計数にマイナ

ス符号を付して示してある。基本分類表では、国内貨物運賃は国鉄、地方鉄道、道路輸送などの8機関別に示される。

## 国内貨物運賃表

投入		中間需要						最終需要						需要合計		
		1 農業	2 工業	3 商業	4 運輸業	5 サービス業	6 公務	小計	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増出			
産出		業業業業業務						計								
中間投入	1 農業	0	3	0	0	0	—	3	0	4	0	0	0	0	4	7
	2 工業	0	4	0	1	0	—	5	0	2	0	0	0	3	5	10
	3 商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 運輸業	0	-7	0	-1	0	—	-8	0	-6	0	0	0	-3	-9	-17
	5 サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 公務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 2 国内貨物運賃表

## (1) 表の種類

運賃表は、下記8機関ごとにそれぞれの機関によって輸送された商品に対する貨物運賃について作成した。

- ① 7121-010 国有鉄道(貨物)
- ② 7121-022 地方鉄道・軌道(貨物)
- ③ 7141-100 道路貨物輸送
- ④ 7141-200 通運
- ⑤ 7160-120 沿海・内水面輸送(貨物)
- ⑥ 7160-210 港湾輸送
- ⑦ 7170-010 航空輸送(貨物のみ)
- ⑧ 7200-000 倉庫

なお、

(1) 7160-120 沿海・内水面輸送施設提供の範囲である、さん橋泊きよ料、水先案内料、引船料等のうち、内航貨物船に係る分については、すでに、沿海・内水面輸送の運賃分に含まれていると考えられるので、改めて運賃表は作成しない。

(2) 7142-000 道路輸送施設提供の範囲である有料道路、駐車場等料金のうち営業用貨物車についての荷主負担分については、運賃の性格をもつと考えられるが、把握は困難で、かつ少額と考えられるのでネグルこととした。

## (2) 貨物運賃の範囲

貨物運賃の範囲は、次のとおりである。

- (1) 営業輸送活動から生ずる貨物運賃および料金
- (2) 倉庫料金

## (3) 運賃表に計上する運賃

産業連関表(運賃らん)および運賃表に計上する運賃は、ある産業から他の産業、家計、政府等に商品の輸送が行なわれた場合に生ずる国内貨物運賃である。

## (4) 運賃表に計上しない運賃

産業連関表(運賃らん)および運賃表に計上する貨物運賃を上記のように定義した結果、次のような運賃は除かれる。

## (1) 國際輸送に係る貨物運賃(國際貨物運賃)

輸出入との関係において成立する価格、関係する経済主体およびその経済活動の種類は、別図に示すとおりである。

産業連関表では、輸出貨物は、FOB価格、輸入貨物はCIF価格によってそれぞれ評価され、「輸出(普通貿易)」および「輸入(普通貿易)」らんに計上され、貨物運賃も価格成立の時点を境として国内分を計上する。運賃表でも上記に見合った貨物運賃を計上することとする。従って、外洋輸送ならびに国際線の航空輸送に伴なう国際貨物運賃は運賃表には計上しない。

なお、産業連関表（本表）では、この分のうち、わが国の航空機および船舶が輸出および3国間輸送に関する分については、「特殊貿易（輸出）」に計上されている。

#### (2) コスト的運賃等

生産者価格が成立する時点以前に発生した貨物運賃は、コスト的運賃とし、運賃表に計上しない。（詳細は後述）

#### (3) 流通過程に伴わない運賃

廃土、廃棄物、ひっこし貨物等は物の流通ではないから、運賃表には計上しない。自動車輸送の中に大きな比重をしめる廃土、廃棄物は、地下鉄等の公共工事から出る廃土および清掃作業にともなう廃棄物等で、屑とは異なり無価値とみなされるため、産業連関表では、それらを投入する部門は設定されていない。従って、その輸送に要した運賃は、運賃表に

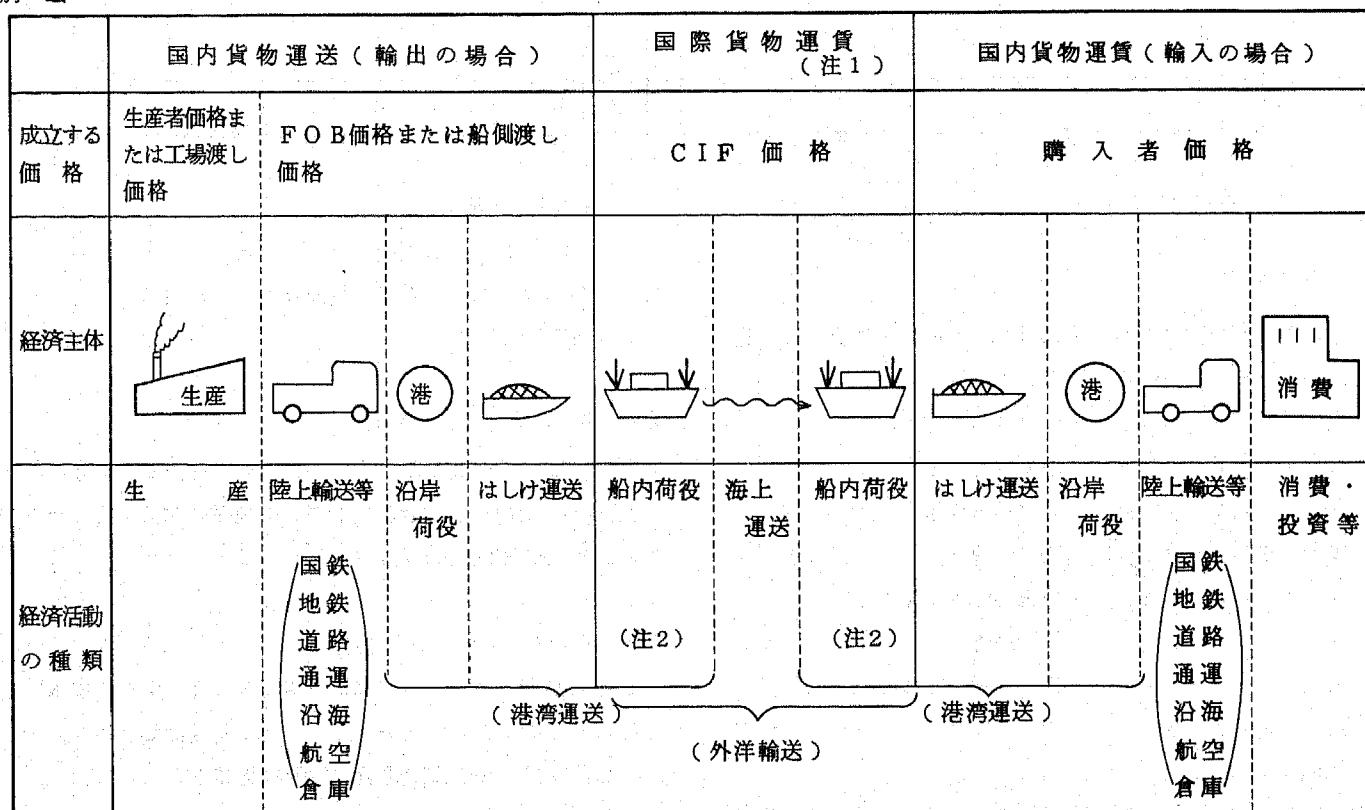
計上する運賃のように商品の取引に付隨して各樹目にばらされることなく、列部門が運輸をコスト的運賃として投入することになる。

また、ひっこし貨物、駐留軍貨物、建設業の足場、丸太等、各経済主体が自己の経済活動を円滑に遂行するため、自己の所有する貨物の移動を行なうために投じた貨物運賃等はコスト的運賃と同様の取扱いとする。

#### (4) 郵便物の運賃

郵便物の運賃は、郵便部門の経費として処理され、運賃表には計上しない。

別図



注1. 上図は海上輸送にかかわるものであるが、航空輸送については国際線の貨物運賃がこれに準じて考えることができる。

2. 港湾運送のうちの外航船に対する船内貨物荷役料は運賃表から除かれ、内航船に対するものは含まれて、沿岸荷役、はしけ運送とともに港湾運送に格付ける。

## (5) 運賃表の計算方法

運賃表の計算には

- ① 各産出部門担当者が各輸送機関について産出先ごとに個別に運賃額を求める。
- ② 各産出部門担当者が、各行要素について運賃計算の対象となる取引額をかため、それに当該行部門について計算した平均運賃率を乗じ運賃額を求める等の方法が考えられるが、ここでは、主として農林省担当行部門は①を、農林省以外の省の行部門は②の方法を採用することとする。

ここでは、主として②の推計方法を説明することにするが、①の方法による場合に注意すべき点も含んでいる。

## (1) 運賃表に計上しない取引額の算出

### ① コスト的運賃(倉庫料を含む)

商品の生産者価格成立以前および購入者価格成立後に商品の輸送に係る運賃はコスト的運賃と呼び、運賃表には計上しない。

コスト的運賃は、例えば漁場から生産者価格が形成される水揚地市場までの輸送コストのように、一般の原材料コストと同様に計上される運賃をいう。

なお、タイムチャーターの輸入は、外洋輸送のコスト的運賃とする。

コスト的運賃の関係する投入部門担当者が、行政管理庁と協議して確定したコスト運賃額は次のとおり。

## コス ト 運 賃 一 覧

(単位 100万円)

	国 鉄	地方鉄道	道 路	通 運	沿 海	港 湾	航 空	倉 庫
(農林省)								
農業サービス			1520					
薪炭			128					
素 材			22867					
遠洋沖合漁業					30			1842
捕 鯨					10			
塩	575		52	527	443			
タバコ	3424		868					
(小計)	(3999)		(32,242)	(527)	(483)			(1842)
(通産省)								
新聞	811	81	1,316		27			
出版	1,723	172	2,797		56			
(小計)	(2,534)	(253)	(4,113)		(83)			
(建設省)								
建築・土木(その他砂)			25286					
(企画庁)								
廃棄物処理			4,164	371				
葬儀業			1,166					
郵便	4824	95	10,515		155		7,640	
家計(手・小荷物)	3,477	225	3,750 (引越荷物)		140			
(小計)	(8301)	(320)	(19,595)	(371)	(295)		(7,640)	
(行管)								
特殊:輸出(船内荷役)						59,705		
特需	5,527		12,858	4,946		2,811		2,281
(小計)	(5,527)		(12,858)	(4,946)		(6,2516)		(2,281)
(運輸省)						308		
沿海内水面輸送(空コンテナ)						308		
合 計	20,361	573	87,287	5,844	861	62,824	7,640	4,123

(2) 旅客運賃等

7170-010 航空輸送は、その範囲として、貨物輸送のほか、旅客輸送等の活動が含まれているが、運賃表には、貨物運賃分のみを計上し、旅客運賃等は計上しない。

(2) 輸送機関別の商品別(541行部門別)貨物運賃対象率の算出

① 各産出部門担当者は、商品の産出先毎に機関別の運賃対象率  $u_{ij}^k$  を計算する。運賃表採用の機関は、前述の8機関であるので国鉄貨物、地方鉄道等ごとに各商品の産出先別に取引量の何%が運賃の対象となるかを計算する。

(2) 対象率は

ア 自工場消費分の有無とその割合

イ 自家輸送分の割合

ウ パイプライン輸送の有無

エ 輸送距離の長短

オ 割引運賃の適用の有無

等を勘案して、きめ細かく求める。

後述の「平均運賃率」を一率に適用することが適切でない列部門、例えば、平均運賃率の1/2の率が適用されるのが適切であるような列部門については、はじめ対象率を50%とするよう処置するものとする。

(3) 概念・定義上国内貨物運賃の対象とならない列部門  
すなわち対象率0%の列部門は

9210-20 輸出(特殊貿易)

9310-10 輸入(普通)

9310-20 輸入(特殊)

9200-00 関 稅

9330-00 輸入品商品税

である。

④ 商品の流通に郵便を利用する場合は対象率は0%となる。印刷出版等においては、商品の輸送に郵便を利用する場合が多いが、この時の貨物運賃は郵便部門が支払い、それぞれ投入した列部門の支払いとはしない。従って、これら印刷出版等の産出部門担当者は、その産出額のうちで、郵便を利用して輸送した分を運賃対象から除くこととする。

⑤ 輸出品の国内運賃については、前述のとおりFOB価格が成立するまでに要した運賃が計上されるので、国内需要分と同様の方法で対象率を求める。なお、輸入品は、国産品とともに産出配分されているので、それだけを切り離した国内運賃は特に考えない。

(3) 輸送機関別運賃計算対象取引額の算出

輸送機関別に運賃額計算の対象となる取引額の算出は、生産者価格取引表の各行列要素  $X_{ij}$  に前記(2)の対象率を乗じて求める。

算式は次のとおり。

$$U_{ij}^k = X_{ij} \cdot u_{ij}^k$$

(4) 輸送機関別の商品別(541行部門別)貨物運賃額の算出  
各産出部門担当者は、輸送機関毎に商品別(541行部門別)の運賃額  $F_{ij}^k$  を算出する。この際、下記(5)により運輸省が輸送機関毎に算出した商品群別運賃額  $F_{ij}^{k'}$  の枠に注意を払うこととする。

(5) 輸送機関別の商品群別貨物運賃額の算出

運輸省は、輸送機関毎に、既に利用できる商品群別運賃額をI-O部門とうまく対応できるよう、商品群をさらに細分するよう努力し、 $F_{ij}^{k'}$  を算出する。

(6)  $F_{ij}^k$  と  $F_{ij}^{k'}$  との調整

各産出部門担当者および運輸省は、 $F_{ij}^k$  および  $F_{ij}^{k'}$  の額の調整を行ない  $F_{ij}^k$  を確定する。

(7) 輸送機関別の商品別(541行部門別)の平均運賃率  $f_{ij}^k$  の算出

平均運賃率は、次式により計算する。

$$f_{ij}^k = \frac{F_{ij}^k}{U_{ij}^k}$$

(8) 輸送機関別運賃表の作成

輸送機関別運賃計算対象取引額マトリックスの各要素  $U_{ij}^k$  に産出部門別運賃率  $f_{ij}^k$  を乗じて各行列要素  $F_{ij}^k$  を求める。

$$F_{ij}^k = U_{ij}^k \cdot f_{ij}^k$$

(9) 運賃表作成図式

以上を図式すれば次のとおり。

生産者価格取引表 (コスト的運賃を) (別掲したもの)	機関別運賃 対象率表	運賃の対象となる 生産者価格取引表
-----------------------------------	---------------	----------------------

$$X_{ij} \times u_{ij}^k = U_{ij}^k$$

機関別 運賃額	機関別 運賃額	機関別 運賃額
------------	------------	------------

$$F_{ij}^k \div U_{ij}^k = f_{ij}^k$$

機関別 行別運賃  
運賃額 対象額計 = 機関別 行別平均  
運賃率

$$\begin{array}{|c|c|} \hline U_{i,j}^k & \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline f_{i,j}^k & \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline F_{i,j}^k & \\ \hline \end{array}$$

運賃表

### 3 商業マージン表

① 商業マージン表は、前述の運賃表作成要領に準じて作成するが、以下に扱いを異にする点について説明する。

#### ② 商業マージン表の種類

商業マージン表は、①6110-000卸売、および②6120-000小売の各流通サービスごとに作成する。

#### ③ コスト的商業マージン

輸入商品に直接かからない外国商社からのサービスの提供（国際収支表では、代理店手数料の支払いとして計上。45暦年は、119,160百万円）は、商業の輸入として「特殊貿易の輸入」欄に計上しているが、この額を商業部門（卸売）のコスト的商業として投入することとする。輸出商品についての受取代理店手数料（29,520百万円）も同様とする。

また、同一部門間での中古品、具体的には、家計での中古の書籍、衣服、乗用車、道具等、固定資本形成での中古のバス・トラック、機械等の取引は、産業連関表では取引マージンのみが計上されるが、これもコスト的商業として扱うこととする。これら以外には、コスト的商業マージンはないものとみる。

これらを整理すれば、次のとおり。

コスト的商業マージン (100万円)

卸 売	小 売
1. 商業の輸入(支払代理店手数料) 119,160百万円	1. 中古書籍 衣服等小売 8,630
2. 商業の輸出(受取代理店手数料) 29,520百分円	
3. 中古書籍 衣服等卸売 17,260	
4. 中古乗用車 道具等卸売 46,092	
5. 中古バス トラック卸売 20,400	
6. 中古機械等卸売 1,562	

#### ④ 商品別(541部門別)商業マージン対象率の算出

商業マージンが非対象となる(対象率=0となる)

取引は、自工場消費、自社他工場消費、他社直売、小売直売(卸売について)が考えられる。さらに各商社の産出先ごとに割引マージン率の有無、リペートの有無、流通系統の違い、多段階流通(1次卸、2次卸、3次卸)の有無等を勘案して卸売、小売別にきめ細かく対象率を算出する。

#### ⑤ 商業部門が負担した支払貨物運賃の扱い

商業部門が負担した支払運賃を計上する方法には、2通り考えられる。

すなわち、

① 商業のコストと考え、商業マージン表に含める方法

② 商業マージンの範囲に含めず、運賃は運賃表に、商業マージンは商業マージン表に並列に計上する方法である。②の場合は商業の生産額は支払運賃分だけ①の場合より減少する。①は商業事業所における支払いの実態を表わすが、アクティビティ・ベースの原則からはずれることになって不都合なこと、ならびに商品毎(極端には同一商品でも取引先毎)に運賃および商業粗マージン(運賃分を含まない粗マージン)の比率が異なるので、実際推計上困難なこと、一方、運賃については機関別、商品別の統計があることなどを考慮して②の方法をとることとし、商業マージンのうちに支払貨物運賃を含まないものとする。

#### ⑥ 運賃と商業マージン

運賃および商業マージンは全ての取引に必ずつくとは限らない。全くつかない自工場消費のような場合もある。一方、最終需要品のように、これら流通マージンが残らずつくような商品もある。これをタイプ別に示せば次のように。

タ イ プ	卸 売 マ ジ ジ ン	小 売 マ ジ ジ ン	運 賃	備 考
1	○	○	○	最終需要向品で、標準的商品取引
2	○	○	×	"自家用車のみで運搬されるもの"
3	○	×	○	中間需要向品で、営業車で運搬されるもの
4	○	×	×	メーカー直売品で、自家用車で運搬されるもの
5	×	○	×	" "
6	×	○	○	営業車で運搬されるもの
7	×	×	○	企業内・事業所間取引で、営業車で運搬されるもの
8	×	×	×	自工場消費品

## 第2節 輸入表

### 1 表の構造

輸入表は、生産者価格評価表の各行の取引額を、国産と輸入に分割し、そのうちの輸入の部分だけを取りだして1表にまとめるものである。この表において、輸入品は関税および輸入品商品税込みのCIF価格で評価されている。これによって、いかなる輸入品がいかなる部門で使用されたかが明らかとなり、さらにこの輸入品の部分を生産者価格評価表の各取引額から控除すると、国産品の取引表を導きだすことも可能である。

5-2-1表

輸入表

投 入	農 工 商 運 サ 公	中間需要						最終需要						需 要 合 計		
		1	2	3	4	5	6	小 計	家 計 外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	一 般 政 府 消 費 支 出	國 內 總 固 定 資 本 形 成	在 庫	輸 出		
産 出		業	業	業	業	業	務									
中 間 投 入	1 農業	0	7	0	0	0	-	7	0	22	0	0	0	0	22	29
	2 工業	0	15	2	5	1	-	23	0	21	0	20	0	0	41	64
	3 商業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4 運輸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5 サービス業	0	0	0	0	0	-	0	0	3	-	-	0	0	3	3
	6 公務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	0	22	2	5	1	-	30	0	46	0	20	0	0	66	96

### 2 作成方法

生産者価格評価表の各行の産出額を、推計基礎資料をもとに輸入分をとり出した。ただし、基礎資料が全くない行部門については、行部門ごとに求めた輸入率（輸入／供給総額）を用いて機械的に計算したあとで、個別的な情報によって調整した。

## 第3節 副産物・屑発生および投入表

### 1 表の構造

副産物・屑発生および投入表には、生産者価格評価表で特殊な取扱い（マイナス投入方式）をした副産物および屑の発生状況とそれらを投入した状況がわかるよう表示してある。例えば、「石炭ガス」部門に副産物として発生したコードは、このコードの競合部門である「コークス」部門の行と発生部門である「石炭ガス」部門の列との交点にマイナスで計上した。さらに、副産物としてのコード合計額を、それを需要する産業部門の投入額として計上した。

発生額合計らんの計数は、購入者価格評価表の「副産物・屑発生額」の行の計数と見合っている。

なお、①副産物・屑のうち輸入分は、別の表に再掲した。また、②基本表では、部門符号のあとに下記特殊コードを付して、成品取引と区別してある。

（記）

特殊符号	特殊分類名
2	屑投入
3	屑発生
4	副産物投入
5	副産物発生

## 副産物・屑発生および投入表

		発生部門および投入部門											合計	
		中間需要						最終需要						
		1 農業	2 工商業	3 運輸業	4 サービス業	5 公務	6 小計	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫	輸出入	
競合部門	1. 農業 { 発生額 投入額}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 工業 { 発生額 投入額}	-1	-6	-	-1	-	-8	-	-1	-	-2	-	-	-3 -11
	6. 公務 { 発生額 投入額}	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
	合計 { 発生額 投入額}	-1	-6	-	-1	-	-8	-	-1	-	-2	-	-	-3 -11
		-	11	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	11

## 2 作成方法

## (1) 副産物について

品種ごとに産出先が判明しているものについては、それぞれ配分したが、回収疏安については、疏安の生産額より回収の方が多いので各部門の疏安消費額の比率で配分した。また、「その他の石油化学製品」部門で発生したLPGについては、「その他石油製品」部門で生産されたLPGと品種的にはなんら変わるものがないので各部門のその他の石油製品消費額の比率で配分した。

## (2) 屑について

鉄屑および非鉄金属屑については、屑の全消費額を需要額と考え、これに齊合する発生金額を各産業から発生させ、供給額としてバランスをとった。そのほかの屑については、発生額が判明しているので、品種ごとに検討しそれぞれの需要部門に配分した。

## 第4節 雇用表

雇用表は、基本表における粗付加価値中の雇用者所得に関する詳細な情報を提供するものであり、雇用労働の投入に要する費用すなわち雇用者所得に関する表と従業者数に関する表の二つから成っている。

## 1 雇用表 1 (雇用者所得)

この表は、ひな型に示すように、雇用労働の投入に必要な費用を部門別に明らかにしたもので、しかも、賃金以外に、退職金、社会保険料雇主負担分等の構成項目を明らかにして

5-4-1表 雇用表 1

	1 農業	2 工商業	3 運輸業	4 サービス業	5 公務	計
雇用者所得計						
1 常用雇用者賃金						
2 臨時・日雇労働者賃金						
3 有給役員給与						
4 退職金						
5 社会保険料 (雇用主負担分)						
6 現物給与評価額						
7 住宅費 (雇用主負担分)						

ある。これにより、部門別の労働費用の比較や労働費用の構成の差異などについての分析が可能となる。さらに、雇用者所得以外の付加価値や生産額との関係から、賃金・物価・生産性の関係や価格上昇の波及過程などのいわゆる価格分析を行なうことも可能になる。

なお、この表は、雇用表2との関係でいえば、有給役員および雇用者の所得に関するものであって、自営業主および家族従業者の所得は含まれていないので、注意を要する。

雇用者所得の推計は、その構成項目毎に、1人当たりの単価あるいは、常用賃金総額に対する比率等を推計し、それに人数を乗じるという方法で行なったが、その詳細については、第4章に述べたとおりである。

推計の結果では、昭和45年の雇用者所得すなわち、労働投入に要した費用は、31兆6,846億円で、粗付加価値に占める割合は、41.7%となっている。雇用者所得の内容をみると、常用雇用者賃金が最も多く、25兆5,516億円で雇用者所得全体の80.6%を占め、次いで、有給役員給与2兆3,968億円(7.6%)、社会保険料雇用主負担分1兆4,612億円(4.6%)、退職金1兆858億円(3.4%)、臨時・日雇雇用者賃金6,347億円(2.0%)という順になっている。

## 2 雇用表2(従業者数)

この表は、ひな型に示すとおり、生産・サービス活動のために投入された労働の物量を示したものであり、年平均の従業

5-4-2表 雇用表2

	1 農業	2 工業	3 商業	4 運輸業	5 サービス業	6 公用務	計
従業者総数							
1 個人業主							
2 家族従業者							
3 有給役員・雇用者							
(1) 有給役員							
(2) 雇用者							
1) 常用							
2) 臨時・日雇							
4 1人当たり有給役員・雇用者所得							
5 1人当たり常用雇用者所得							

者数で表わしている。これと生産額、逆行列係数とにより、労働投入係数、労働誘発係数等が求められる。労働投入係数は、単位生産額当りの必要労働投入量を示すもので、生産性の逆数となることもある。労働誘発係数は、最終需要に対応して、直接・間接に必要となる財貨・サービスの生産に必要となる直接・間接の労働需要の量を明らかにするものである。これにより、最終需要の雇用需要への波及過程と雇用需要の総量が把握でき、労働力流動や就業構造の分析あるいは、経済変動の雇用面への影響に関する分析、さらには、雇用需要の将来予測等が可能となる。

また、この表には、雇用表1との関連で、1人当たり有給役員・雇用者所得と1人当たり常用雇用者所得とを参考までに掲げ、部門別賃金の比較、分析が可能なようにしてある。

なお、雇用表1が有給役員および雇用者のみに関する表であるのに対して、この雇用表2は、それ以外に、自営業主、家族従業者も含んだもので、従業者全体の情報を提供している。さらに、雇用者については、常用と臨時・日雇とに区分してある。

従業者数の推計は、従業上の地位別に行なったが、そのうち、とくに雇用者数については、産業連関表が需要側からのアプローチであり、また、雇用者所得との関連をもたせる意味で、従来の国勢調査をベースとした推計を改め、事業所統計調査あるいは毎月勤労統計調査等の雇用統計をベースとした推計を行なった。この点を含め、推計方法の詳細については、第4章に述べてある。

推計の結果、昭和45年の従業者数は、5,502万人となった。そのうち、雇用者が3,397万人と最も多く、従業者全体の61.7%を占め、自営業主は、1,056万人で19.2%、家族従業者は869万人で15.8%、有給役員は181万人で3.3%となっている。また、雇用者のうち、91.2%の3,098万人は常用で、残りの8.8%、299万人が臨時・日雇となっている。

## 第5節 物量表

### I 表の構造

物量表は、生産者価格評価表に付帯する主要財の数量表示の産出表である。すなわち、基本表は原則として実際価格で評価しているので、同一財貨でも産出先によって取引単価が異なっていることや1つの産出部門でもいくつかの細品目があり、これらの構成がどのようにになっているか不明であることなど物量分析表としては必ずしも充分ではない。

これらの欠点をできるだけ補正するため、主要物資および産出先別に著しく単位の相違する物資について数量表示の産出表

を作成するものである。本表を利用することによって基本表の物量分析がより正確になることが期待できる。

5-5-1表

物 量 表 (生産者価格)

	中間需要						最終需要					需 要 合 計	(控除) 輸入	生 产 額	
	1 農業	2 工業	3 農業	4 工業	5 商業	6 輸出	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫	輸出			
	農業	工商業	運輸業	サービス業	公務	小計					小計	増出			
1 農業															
a 米	数量														
b 麦	数量														
2 工業															
a 石炭	数量														

## 2 作成方法

各行部門の商品ごとに、産出先別の単価の違いを考慮して取り数量を求めたが、行部門の品目構成が多様であり、単価の違

いを考慮しきれないものについては、平均単価を用いて数量を求め、投入側情報にもとづいてできるだけ調整を計ることとした。